



2022年5月23日

各 位

会 社 名 不 二 硝 子 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 小 熊 信 一
(コト`番号5212 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 高 濱 英 司
(TEL 03-3617-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第89回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3)上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第14条～第37条 (条文省略) 附 則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第87回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。 (新 設)</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり) <u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u> 第15条～第38条 (現行どおり) 附 則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第1条 第87回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。 <u>(附 則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第2条 定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)
定款一部変更の効力発生日 2022年9月1日(予定)

以 上